

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第九号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第四十八条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第四十八条第二項の規定は、なおその効力を有する。